

# 事業者経営支援金の 給付対象要件を緩和しました

## 改正内容

【1】白色個人事業主の方等で、コロナ禍前の月売上を平均で算出していたため、月毎の売上げを確認できず、対象外となっていた方

### ①「白色個人事業主」の方

2018年11月から2019年4月までの間で、現金出納帳、売上台帳及び仕上台帳等の日次の売上げと仕入れが確認できる書類を用意できる場合、ヒアリングにより事情をお聞きしたうえで、売上台帳を基にした前々年との月別比較を可能とします。ただし、月別比較したうえでも売上げが増加する月が生じる場合はこれまで通り給付対象外となります。

### ②「2018年12月以降の創業者」の方

売上げが増加している月があっても給付対象とします。

【2】2020年11月から2021年4月までの間で、営業実態があるにも関わらず売上げ0円の月がある方で、売上げ0円の月を売上減少の月とみなせなかった方

売上げ0円の月の従業員の給与明細書、広告宣伝費の領収書、商品・材料等の仕入れ領収書等の営業実態が確認できる証明書類を用意できる場合に限り、ヒアリングにより事情をお聞きしたうえで、売上減少100%として計算します。

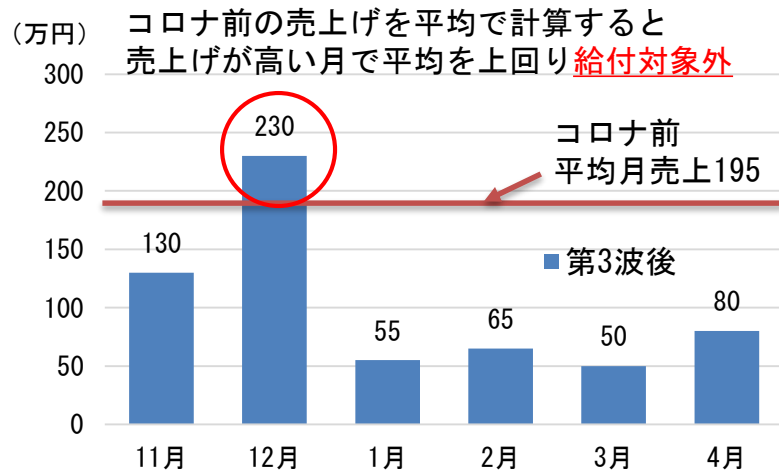
【3】2019年4月から2020年10月までの間で、営業実態があるにも関わらず売上げが無かった場合や入院などのやむを得ない事情がある場合で、売上げ0円の月が3カ月以上あり給付対象外となっていた方

売上げ0円の月の従業員の給与明細書、広告宣伝費の領収書、商品・材料等の仕入れ領収書等の営業実態が確認できる証明書類又は診断書、医療費領収書等のやむを得ない事情により営業できなかったことが確認できる証明書類を用意ができる場合に限り、ヒアリングにより事情をお聞きしたうえで、売上げ0円の月が3カ月以上あっても給付対象とします。

# 事業者経営支援金の要件緩和について

令和3年5月21日改正

## 【1】 平均による計算上、連続して売上げが減少していても給付対象外となっていた方

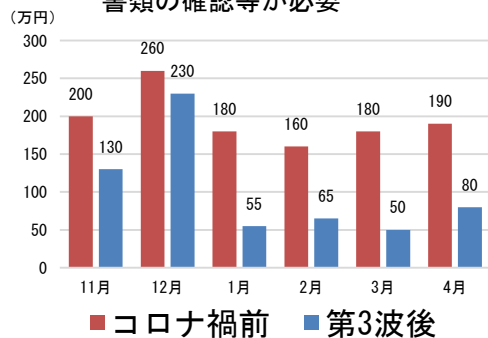


① 白色個人事業主

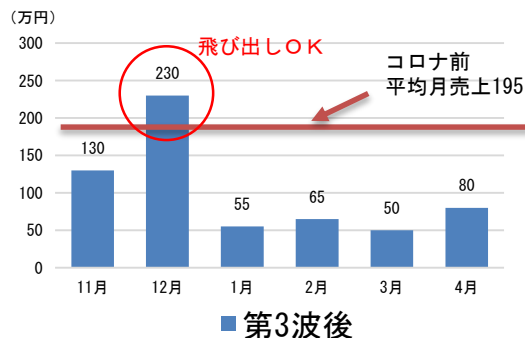
② 2018年12月以降創業者

### 月別比較で減少なら給付対象※

※日次の売上げと仕入れが確認できる書類の確認等が必要

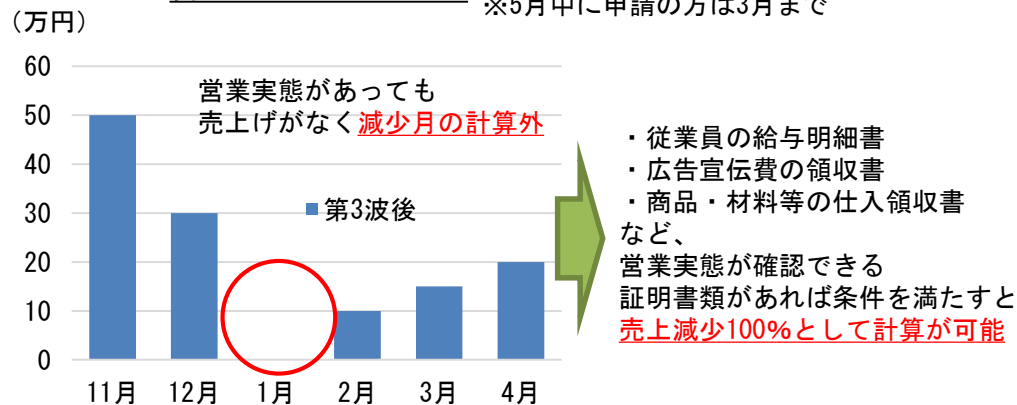


### 増加している月があっても給付対象



## 【2】 2020年11月から2021年4月まで※の間で営業実態があっても売上げ0円の月を減少する月として計算できなかった方

※5月中に申請の方は3月まで



## 【3】 2019年4月から2020年10月までの間で営業実態ややむを得ない事情があっても売上げ0円の月が3カ月以上あって給付対象外となっていた方

(万円) 入院等の事情で売上げ0円の月が3カ月あり **給付対象外**

